

議会だより

46号
平成27年1月発行

Report of City Assembly



びろうどしし
天鷲絨獅子保存会

目次

議会報告	2~6
議会報告会	7~8
閉会中の調査事件	8~9

一般質問	9~14
議員の賛否表	15
議会日誌・編集後記等	16

平成26年 12月定例会

平成26年第5回定例会は12月3日に招集され、会期17日間をもって12月19日に閉会しました。

この間、承認1件、条例制定1件、条例改正9件、補正予算6件、その他2件、議員発議1件の合計20件が提出されました。

9月議会において、決算審査特別委員会に付託されていた決算の認定9件を含め、審議はすべて原案とおり可決、承認されました。

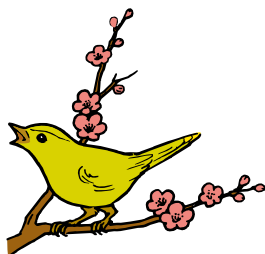
条例の制定（1件）

議案第1号

東かがわ市子どものための教育・保育に関する利用者負担額等を定める条例の制定について

平成27年4月から施行予定の子ども・子育て支援新制度への移行に伴い、保育所、幼稚園、認定こども園の保育料を新たに条例として制定する必要があることから、現行の条例で定められた保育所保育料、幼稚園授業料及び預かり保育料の規定を廃止し、改めて本条例において制定するものです。

なお、施行期日は、平成27年4月1日とします。



条例の改正（9件）

議案第2号

東かがわ市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について

東かがわ市長及び副市長の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について

議案第3号

主な改正は、人事院勧告の趣旨に準じ、市議会議員及び市長、副市長の期末手当について、支給割合の率を100分の15月引き上げるものです。

なお、適用は平成26年12月1日からとします。

議案第4号

東かがわ市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について

主な改正は、一般職職員の給料について、香川県人事委員会

勧告等の趣旨に基づき、給料表を改定し、さらに給料月額に1.25%乗じた金額を支給することで公民格差額を解消するものです。

なお、適用は遡及して平成26年4月1日からとします。

また、勤勉手当についても、香川県人事委員会勧告等の趣旨に基づき、支給割合を100分の15月引き上げ、平成27年度以降の支給割合の100分の15月引き上げを6月と12月で按配分することを定めます。

この施行期日は、本年度についての改正は、公布の日から、適用は平成26年12月1日とし、来年度以降の改正は、平成27年4月1日から施行とします。

議案第5号

東かがわ市税条例の一部を改正する条例について

今回の改正は、軽自動車税の納期について見直しを行い、現行の4月1日から同月30日までとする納期を、5月1日から同月31日までに改正するものです。これは、県外からの車両異動

通知書が4月上旬までにすべて届かない可能性があること、また、新システムへの移行や平成27年度の税制改正によって、税額の確定及び確認作業に時間を要することが想定されるため、改正を行うものです。

なお、施行期日は、平成27年4月1日としています。

議案第6号

東かがわ市国民健康保険条例の一部を改正する条例について

出産育児一時金については、現在39万円の支給があり、そのうえに産科医療補償制度掛金の3万円を加算し、総支給額を42万円としています。このため、厚生労働省の社会保障審議会医療保険部会において、産科医療補償制度掛金が3万円から1万6千円に引き下げられた事と出産育児一時金の総支給額を42万円に現状のまま維持することが決定されました。本市の出産育児一時金についても、総支給額を42万円に維持するため、支給額を39万円から40万4千円

とする改正を行うものです。
なお、施行期日は、平成27年1月1日としています。

議案第7号

東かがわ市保育所設置条例の一部を改正する条例について

主な改正点は、西町保育所及び中筋保育所は、それぞれ平成27年3月31日をもって閉園し、大内こども園に統合するために2施設の規定を削除し、また、平成9年4月1日より休園としていた五名保育所についても、今年度をもって閉園するため、規定を削除するものです。
施行期日は、平成27年4月1日としています。

議案第8号

東かがわ市立学校設置条例の一部を改正する条例について

今回の改正は、大内こども園の開園に伴って閉園となる三本松幼稚園及び誉水幼稚園に関する規定を削除するものと、幼稚

園の授業料に関する規定について、新たに制定する条例で規定するため、削除するものです。
なお、施行期日は、平成27年4月1日としています。

議案第9号

東かがわ市公民館条例の一部を改正する条例について

今回の改正は、平成26年9月末をもって閉館した三本松公民館に関する規定を削除し、残りの公民館について、これまで午前・午後・夜間という3つの使用区分であった使用料を、1時間当たりの料金設定に変更することで、施設を効率的に有効活用できるようにするものです。

施行期日は、三本松公民館の規定削除については、公布の日とし、また使用料の改正については、平成27年4月1日とします。

議案第10号

東かがわ市コミュニティセンター設置条例の一部を改正する条例について

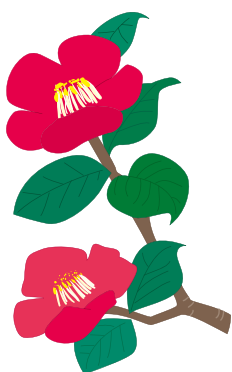
改正の1点目は、現在、三本

松公民館敷地内で整備中のコミュニティ施設の名称を、新たに「三本松コミュニティセンター」として本条例に追加するものです。

2点目は、これまで各コミュニティセンター施設毎に異なっていた使用料について、使用区分を1時間当たりの料金設定に変更することで、施設を効率的に有効活用できるようにするものです。

3点目は、使用区分の備考にコミュニティセンターで営利若しくは営業宣伝等の活動目的で使用するときは、所定の料金の3倍を徴収することができるように追加するものです。

なお、施行期日は、平成27年4月1日とし、三本松コミュニティセンターの規定については、平成27年6月1日とします。



補正予算（6件）

☆一般会計

議案第11号

平成26年度東かがわ市一般会計補正予算（第5号）について

歳入歳出それぞれ8,171万5千円を追加し、補正後の予算総額を166億4,284万8千円に

歳出の主なもの

総務費

告知放送端末の新規設置台数の増加に伴う光ケーブル引込み等の工事費に1,200万円、統合庁舎移転後の引田支所1階部分の改修及び大内庁舎の除却に係る設計費用として620万2千円を計上し、人件費として、職員給与等について、県人事委員会の勧告等に準拠した給料及び勤勉手当支給月数の

改定及び配置替え等に伴う過不足額の調整によるもの、また議員及び特別職の期末手当の人事院勧告に準拠した支給月数の増により1,210万円を計上しています。

民生費

高額補装具費の支給申請件数の増加に伴う補装具給付費として350万円を計上しています。

衛生費

五名地区の簡易給水施設等の修繕経費として120万円を計上しています。

農林水産業費

8月の台風により、被災した農産物生産施設の再建支援に係る補助金として636万5千円、土地改良施設の電気代として270万円を計上し、また白

鳥地区御山の松くい虫被害により枯れた松の伐倒経費として400万円、県費補助の追加に伴う引田漁港突堤式物場場の改修経費として1,100万円を計上しています。

土木費

雨水ポンプ設備等の修繕や水路の清掃など、維持管理に係る経費として183万円を計上しています。

教育費

現在、建設中の三本松コミュニティセンターの施設用備品等の購入費用として560万円、国道11号大内白鳥バイパス開通記念マラソン大会に係る経費として115万円を計上しています。

災害復旧費

10月の台風により被災した農業

用施設の復旧工事に係る経費として506万円を計上しています。

☆特別会計

議案第12号

平成26年度東かがわ市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）について

歳入歳出にそれぞれ9,125万4千円を追加し、補正後の予算総額を46億834万7千円に

主な補正内容は、平成25年度中に概算交付を受けた高齢者医療制度円滑運営事業費補助金、国民健康保険療養給付費等負担金等及び国民健康保険特定健康診査等負担金について、実績により返還が必要な金額4,718万5千円を計上しています。

また、一般被保険者療養給付費及び一般被保険者高額療養費について今後の支払額を算定し4,388万2千円増額するものです。

歳出に対応する財源については、前年度繰越金を計上しています。

議案第13号

平成26年度東かがわ市介護保険事業特別会計補正予算(第2号)について

歳入歳出それぞれ

280万8千円を追加し、

補正後の予算総額を

38億8,837万8千円に

主な補正内容は、介護保険制度改正に伴うシステム改修委託料及び人件費不足分の追加補正です。

歳出に対する財源については、国庫補助金、県補助金及び一般会計繰入金を計上しています。

議案第14号

平成26年度東かがわ市下水道事業特別会計補正予算(第

1号)について

主な補正は、県人事委員会の勧告等による給料の改定及び勤手当支給月数の増による人件費30万円の追加、並びに地方公営企業法の適用に要する固定資産調査評価業務委託料50万円の追加を行うものです。

なお、この追加分の財源は、委託料及び工事請負費の減額調整により確保しています。

また、固定資産調査評価業務については、債務負担行為の設定を併せて行い、期間を平成27年度から平成28年度までとし、限度額を570万円とするものです。

議案第15号

平成26年度東かがわ市農業集落排水事業特別会計補正予算(第1号)について

歳入歳出それぞれ

170万円を追加し

補正後の予算総額を

2億8,152万4千円に

歳出は、地方公営企業法の適用に要する固定資産調査評価業

務委託料170万円の追加を行うものです。

歳出に対する財源については、一般会計繰入金を計上します。

また、固定資産調査評価業務については、債務負担行為の設定を併せて行い、期間を平成27年度から平成28年度までとし、限度額を1,970万円とするものです。

議案第16号

平成26年度東かがわ市水道事業会計補正予算(第1号)について

収益的収支

40万円追加し、補正後の予算総額を6億7,242万3千円に

資本的収支

207万円追加し、補正後の予算総額を4億6,790万2千円に

主な内容は県人事委員会の勧告等による給料の改定及び勤 hands 手当支給月数の増によるものと、それに伴う賞与引当金及び法定福利費引当金繰入額を追加するものです。

歳出に対する財源については、当年度分損益勘定留保資金等を計上します。

議員発議(1件)

発議第1号

医療費無料制度の拡充を求める意見書について

標題の意見書を全会一致の上、香川県知事あてに提出しました。

内容は、県内各市町での医療費制度を充実させて、県内のどこに生まれても、どこに住んでいても、安心して子どもを育てられると共に、障害者が安心して暮らせるよう、次の2点を県に要望するものです。

- ① 県の子どもの医療費助成制度について、中学卒業まで、現物給付で拡充すること。
- ② 重度障害者の医療費窓口負担無料化助成を行うこと。

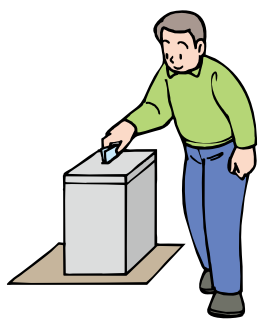
承認（1件）

承認第1号

専決処分承認を求めることについて（平成26年度東かがわ市一般会計補正予算（専決第1号））

平成26年度東かがわ市一般会計補正予算を専決処分したことへの承認が求められたもので、内容は衆議院の解散に伴う議員選挙の執行経費として、歳入歳出それぞれ2,216万円を追加し、補正後の予算総額を165億6,113万3千円としたものです。

歳出に対する財源については、衆議院議員選挙委託金を計上します。



その他（2件）

議案第17号

香川県市町総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び香川県市町総合事務組合規約の一部変更について

土庄町小豆島町環境衛生組合が、平成27年3月31日をもって解散し、香川県市町総合事務組合を脱退することとなり、規約の一部を変更するものです。

議案第18号

香川県市町総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少に伴う財産処分について

土庄町小豆島町環境衛生組合が平成27年3月31日をもって香川県市町総合事務組合から脱退することに伴い、規定により退職手当基金及び非常勤職員公務災害補償基金の一部を処分し、負担金の一部を還付するものです。

付託議案

予算審査常任委員会

議案第11号

平成26年度東かがわ市補正予算（第5号）について

保健体育総務費でバイパス開通記念マラソン補助金115万円の事業費の内容は。

総事業費は158万円である。参加者の負担金28万円と体育協会の特別基金から15万円を予定し、差引き115万円を市の補助金とする。

三本松コミュニティセンターのマイク設備はいくらか、また、市内の公民館、コミュニティセンターのマイク設備等は老朽化していると思うが把握しているのか。

マイク設備は、定価で100万円程度である。引田、誉水公民館等の音響設備、空調設備その他の備品については把握しており、計画的に修繕、取換え等を計画して予算化していく。

引田支所の改修工事は、どう改修するのか。

公民館の受付事務所から東

のスペースを窓口センター、保健センター機能を有するものに改修する予定である。

第4回臨時会

平成26年第4回臨時会が11月12日に招集され補正予算一件、財産の取得一件、報告一件が上程され、審議の結果、原案通り可決承認しました。

議案1号

平成26年度東かがわ一般会計補正予算（第4号）について歳入歳出それぞれ2,068万円を追加し、補正後の予算総額を165億3,897万3千円に

台風11号により被災した公共土木施設、農業用施設の復旧に伴う費用を計上します。

議案2号

財産の取得について

契約の予定価格が2,000万円以上のため、議会の議決を求めるもので、消防ポンプ自動車一台について、指名競争入札の結果、高松市の株式会社岩本商会高松支店と2,268万円で契約を行うものです。

議会報告会

26年11月17日から19日

平成26年11月に6月・9月定

例会に関して、第3回目の議会

報告会を市内6会場（引田公民

館・小海体育館・交流プラザ・

五名活性化センター・大内公民

館・誉水公民館）で行いました。

報告会の内容は、前回と同様

1部については、6月定例会等

において議論を行った議案につ

いての報告を行い、2部につい

ては市民の方との意見交換会で

貴重な意見をいただきました。

参加者は少なかったが、報告

の内容が分かりやすく、報告資

料も良くできていたとのこと意

をいただきました。

今後も市民の皆様より信頼さ

れる議会となれるよう努力をい

たします。

議会に関すること

問 報告会をビデオ化し、議員

みんなに伝えてほしい。

答 報告会の反省会により、市

民からの意見は議員全員で共有している。

市当局に関する

質問・意見等に

対する

市当局からの

回答

問 高齢者、買い物、病院通

等交通弱者の対策について。

答 交通弱者に向けた対策とし

て、公共交通専門の研究会に

担当職員が継続して参加し、

情報収集に努め、住民との意

見交換やフィールドワークを

行うなど継続して研究してい

る。

今後、市は、地域のコミュニ

ニティ活動を活性化させてい

く過程で、その地域内の交通

弱者対策ができるような方策

を採っていく。例えば、デマ

ンドタクシーについても、地

方創生にからみ、国の一層の

支援が得られることになれ
ば、具体的に検討していく。

問 免許証を持っていない者に

は、身分を証明するものが無

い。顔写真入りの住基ネット

カードを市民の方に無料配布

しては。

答 平成28年よりマ

イナンバー制度が

始まり、住基カー

ド発行が無くなり

個人番号カードが

交付される。発行

手数料は現在国で

調整中である。

問 五名地区の簡易

水道全体につい

て、市が管理する

話があったが、そ

の後どうなってい

るのか。

答 五名地区の6地

区の簡易給水施設

は、東かがわ市簡

易給水施設の設置

及び管理に関する

条例により、公の

施設として位置づ

けており、指定管理者制度に
より地元の管理組合で管理運
営を行っている。

しかし、水質管理及びリス
ク負担分(10万円以上の修繕)
については、市で行っている。



議会報告会の風景

問 災害時に毛布と食料を持参するのは東かがわ市だけなのでは。

答 大規模災害に備えて市では、食糧、水、毛布など備蓄に努めているところである。台風時については、被害状況にもよるが、最接近がいつなのか概ねの予測がつくこと、事前避難が可能なおことから、避難の際、「最小限の日用品や食べ物、飲み物を持参して」と避難の周知を行っている。

なお、近隣他市町に確認したところ、避難準備情報発令時に「食糧を準備して」とか、またメール配信時に「食糧、飲み物、常備薬を持参して」と避難の際、周知しているとのことであった。

なお、突発的な大災害が発生した場合は、また別のお話である。

問 過去に農機具等を集めたと思うが、調査し展示してはどうか。

答 市歴史民俗資料館の收藏施設や市内の一部の小学校で保管している。

機械化が進み、昔の道具が貴重なものとなりつつある。すべて保存していくのは保管場所の確保などで困難だが、学術的な評価を踏まえた上で保管する必要があるものは、収集していく。

現在、一部は市歴史民俗資料館で展示しており、企画展などの展示企画や児童生徒の学習用としても、活用をしていきたいと考えている。



議会報告会の風景

閉会中の調査事件

民生文教常任委員会

調査実施日

平成26年10月20日

調査項目

○給食センターについて（給食センターを視察し、質疑応答。閉会后、大内小学校にて給食の試食をした）

問 施設での衛生及び業務のマニュアルはあるのか。

答 事業所には「東かがわ市給食センター衛生管理マニュアル」があり、それに基づき業務を行っている。

問 アレルギー除去食の対応はどうしているのか。

答 給食センターが実施しているアレルギー除去食は、鶏卵・ウズラ卵・飲用牛乳についてのみ除去食とし、最初からその食材を入れないで調理したものを出している。

問 地元の食材を使った給食を子どもたちと生産者が一緒に食べ、交流することも教育の一環と思うが。

答 子どもたちに地元の食材や地元の良さを知ってもらうためにも取り組みを進めていきたい。



給食センター視察

平成25年度

決算審査特別委員会

本委員会は、9月定例会において設置され、一般会計など決算関連9議案が付託されました。審査は10月15日より3日間に

わたり、執行部から提出された主要施策の成果と決算概要、及び歳入歳出決算書、並びに監査委員の決算審査意見書に基づき、事業の執行状況、成果について慎重に審査を行いました。その結果、認定第1号から認定第9号までの9議案はいずれも原案のとおり認定すべきものと決定しました。

委員会審査を通じて各委員から述べられた指摘や意見については、今後の行政執行及び予算編成に当たって、十分に反映していくよう求めました。

なお、平成25年度一般会計歳入歳出決算の概要については、歳入総額153億3,640万4千円、前年度比18・2%の減、歳出総額146億9,605万5千円、前年度比18・2%の減となり、歳入総額から歳出総額を差し引いた額は、6億4,

034万9千円となりました。これから翌年度へ繰り越すべき財源7,800万9千円を差し引くと5億6,234万円の赤字となりました。

前年度比18・2%の減の要因は市債の繰上償還の減による公債費の減、平成24年度で大川中学校区学校再編事業やクリーンセンター整備事業が終了し、普通建設事業費が減になったことによるものです。

また、市債の残高については、普通建設事業費の減少に伴い、127億6,118万7千円、前年度から9,172万4千円の減額となりました。

なお、財政調整基金と減債基金を合わせた基金の残高は43億6,173万5千円、前年度から2億5,068万8千円の増額となっています。

また、各特別会計並びに水道事業会計の実質収支は、商品券事業特別会計が25年度で終了したこと、収支0円であるほかは、すべて黒字決算となっていますが、単年度収支では国民健康保険事業特別会計と介護サービス事業特別会計以外が赤字となっています。

一般質問

AEDの一括管理をすべきである

リース期間満了時期等を踏まえて検討する

総務課



鏡原慎一郎

問 市内のAED（自動体外式除細動器）の総数を把握しているのか。

答 独自に調べたものではないが、（一社）日本救急医療財団のホームページによると市内に63件の登録がある。公共施設等には合計で48台設置している。

問 今後、市として設置箇所等を確認、把握すべきではないか。

答 そのようにしていきたい。本来AEDの設置箇所は施設案内図等に表記されるべきであるが、新統合庁舎の案内図には表記されていない。早急に表記をすべきであり、その他公共施設についても同様である。また、市ホームページへの掲載も行うべきである。

答 提案を受け、統合庁舎の案内図にAEDの場所を表記し、市ホームページには公共施設のAED設置状況の掲載を行った。それぞれの施設でも同様に努めていく。

問 現在は設置されている施設により所管課等が管理、契約を行っていると思うが、コスト面、管理面等を考えると今後一つの部署で一括管理していくべきではないか。

答 耐用年数や設置時期も様々であり契約を一本化することは、現状では困難であるが、今後AEDの更新時等を踏まえ改めて検討していく。

問 その時に考えるのではなく、これから数年をかけた現在から行っていくべきではないか。

答 検討していきたい。

問 体育館施設等でAEDが設置されていない所があるが今後どのように対応していくのか。

答 必要箇所を早急に精査しAEDの設置を行っていく。

災害時の停電対策をどうするのか

使える限りの通信手段を使い、安否確認する

総務課



鈴江代志子

問 12月5日からの大雪で、徳島県西部の三好市やつるぎ町、東みよし市で停電となり、一時安否確認ができない状態となった。

答 I P電話が停電で使用できないために起ったことであり、本市にもあてはまることである。災害時に停電となった時の対策は、どうするのか。

答 I P電話は、停電になれば使用できなくなる。しかし携帯電話は停電時でも使用できる。万が一に備えて、各自が複数の通信手段を用意しておくという防災意識を高めることが重要である。この度の徳島県での事例を見て改めて認識をした。

本市は、地勢上、山深い所は

なく、また隣接する市からの道路整備も進んでいる。このことから、平成23年度に締結した災害時の相互応援に関する協定によって、県や近隣市町とより一層の連携を図り、迅速な安否確認に努める。市広報車、メール配信や防災行政無線など、使える限りの通信手段を使い、消防団、市職員等が実際に現場に向いて住民の安否を確認していく。

さらに、平成26年1月に四国電力株式会社と電力供給設備の迅速かつ円滑な復旧のための、災害時の電力復旧に係る協定を締結したところであり、本市としても復旧作業に最大限の協力をしていく。



告知端末器

移住施策について

空き家リフォーム制度を研究していく

政策課



田中 貞男

問 市内に空き家が何軒あるのか。

答 別荘や賃貸住宅を除き2,040軒あるが、活用できるのは限られた戸数である。

問 空き家登録制度を創設して情報提供を行い、行政がかかわることでの安心感が出来、移住しやすくなると思うが。

答 香川県と県内市町の連携によって「かがわ住まいネット」という空き家バンクのインターネットサイトを運営し、納税義務者等に登録制度のお知らせをしている。今までに4物件のうち2物件が成立している。今後物件の把握と紹介に努める。

問 空き家リフォーム制度を創設し若者定住制度と同じような

100万円の補助制度を考えていくべきであるが。

答 他の自治体の取り組み状況やその効果を見極めながら制度の有効性について研究を行っていきたい。

問 商工観光課の中で行っている定住化就職支援事業の充実と、田畑がついている空き屋については、農業就労の特別施策として本市独自の緩和制度を創設していく事も踏まえて考える必要があると思うが。

答 農地法第3条により下限面積は都道府県によって定められており、本市は40aとされ、市独自で下限面積を緩和することは困難である。特例的な入り口対策として規制緩和策を国に働きかける。



道の駅誘致について

地方創生政策の具体的なテーマである

政策課



石橋 英雄

問 現在、東かがわ市内には道の駅がない。しかし、市民の多くは漠然とではあるが、道の駅の誘致を望んでいる。

市内の各種団体、もしくは個人としての誘致要望もあるようである。市内での綱引きをしていては、国、県へ要望ができないと思う。

そこで、市として、どこかに決めて、国、県へ要望するため、協議会を立ち上げて、本市の活性化のためにも、どこが最も適しているのか、またどのような形とするのか協議するべきと考える。

答 今度、国では地方創生の動きが活発になってくるものと思われる。

このような中、本市では、本年10月に「東かがわ市創生会議」をいち早く立ち上げ、様々な視点から、若者定住や地域の活性化など、本市の創生に向けて、何ができるかを各分野の皆様からご意見をいただき研究をしているところであり、その中で挙がってきた具体的テーマの一つとして、道の駅がある。

12月9日にも「道の駅と6次産業化」というテーマで関連分野の方々と、その実現の可能性について意見を聞いたところである。

その議論の中には、さまざまな意見があり、新たに道の駅をつくることに期待する一方で、慎重な意見も多くあった。

これらの意見をもとに、今後、様々な角度からの研究をしていく。

「地域おこし協力隊」制度を導入しては

来年度での導入に向けて進めたい

政策課



楠田 敬

問 都市部の若者らを過疎地の自治体が募集し、地域活動に従事してもらう「地域おこし協力隊」制度が、2013年度現在では、隊員数が318自治体で978名まで広がり、この6月には、安倍首相がこの制度の隊員数を今後3年間で3,000人に増やす方針を打ち出している。地域おこし協力隊は、地域に暮らす人材を活用した地域活性化策として、地方自治体が、地域おこし活動の支援や農林漁業の応援、住民の生活支援など「地域協力活動」に従事してもらい、あわせてその定住・定着を図りながら、地域の活性化に貢献するもので、活動内容は地域によって異なるが、伝統芸能や祭りの復活、地域ブランドの

開発・販売、空き店舗を活用した商店街の活性化、耕作放棄地の再生など多岐にわたる。定住状況については、昨年6月末までに任期を終えた隊員のうち約6割が、活動していた市町村か近隣地域に定住しており、この事業が順調に推進されていることが分かる。本市でも、政府・与党が目指す「地方創生」の推進の一環として、この事業も取り入れてはと考えるが、市長の所信を伺いたい。

答 「地域おこし協力隊」を導入する自治体は、全国的に増加傾向にあり、県内の自治体でも段々に導入されている。本市においても「地域おこし協力隊」導入については、これまでにも検討を行ってきたところである。また、「東かがわ市創生会議」においても、「地域おこし協力隊」を話題として紹介したところでもあり、来年度の導入に向けて進めたい。

東かがわ市の創生施策は

実現可能かどうかを整理したうえで

具体的施策として反映させる

政策課



渡邊 堅次

問 地方創生に向けた基本理念を定めた、「まち・ひと・しごと創生法」と、活性化に取り組む自治体を、国が支援する「地域再生法」が成立した。本市も、実効性のある少子化対策・地方活性化策を実施することが急務だと考える。地方創生を成功させるには、本市しかない特色を活かしたことに、選択と集中の考えを徹底して、有効な対象に施策を集中することが重要である。本市も創生会議が立ち上げられているが、どのような方針や理念を持って設置されたのか。

また、施策が立案されるのであれば、その公開の時期や今後のスケジュールは。

答 これまでに3回の会議を開催し、今後、本市として何ができるかということについて、農業、漁業、林業、観光、福祉、教育など、様々な業界の視点からのご意見をいただいている。できれば3月末までの策定を予定している。国・県の総合戦略を勘案して定める本市の総合戦略の中に、実現可能かどうかを整理したうえで具体的施策として反映させ、すぐにも取り組むべきものについては、総合戦略を待つことなく、取り組みに着手する。

問 今の時点で考えられる取り組みは。

答 地域の活性化の中で、職員の行動についての注文がある。市職員は300名近くいる。その人たちが自分の地域に関心を持ち、実際に足で行動するよう全職員に伝えるようにする。

交通弱者に向けた対策は

地域の中で弱者対策を行う

政策課



滝川 俊一

問 過疎化や少子高齢化に伴い本市は、高齢化率が平成27年度中には40%に達する見込みで、今後ますます早いペースで進んでいくと思われる。そんな中で今、公共交通機関の路線から2km以上離れた所に住んでいる自家用車等を利用できない高齢者や体の不自由な方は、病院、買い物等日常の生活のささえとなる交通手段の確保が本当に重要な課題となっている。地域で言えば坂元、川股、小海、五名、福栄、水主、馬篠、小松原地区等については特に、対策を講じなければ、今後ますます移動手段のない方は、不便な生活が続いていく。「何とかしてほしい」との意見がある。今後どのような

に取り組むのか伺う。

答 公共交通を専門とする香川高等専門学校が主幹する都市計画学会の研究会に担当職員が継続して複数回参加をし、情報収集して交通弱者対策を研究してきた。本市が実施している福祉バスの利用実績が年々減少していること、市内の民間業者等による食事等の宅配サービスは、横ばい傾向であることなどから、引き続き、ご家族やご近所同士の助け合いが最も重要であると考えているが、なお今後、市として、地域のコミュニティ活動を活性化させていく過程で、その地域の中で交通弱者対策が出来るような対策を探っていきたいと考えている。



医療費の現物給付について

さぬき市と協議を行っていく

保健課



大藪 雅史

問 今議会に於いて議員全員の賛同を得て、県に医療費の無料制度、現物給付制度の拡充を求める意見書の提出が可決した。

中学生までの医療費の無料化について、市長は大幅な軽減を行うとのことだったが、無料化まで考えているのか。現在の乳幼児医療の現物給付を中学卒業までスライドアップする考えはあるか。次に重度障害者の医療費窓口負担無料化助成について、これは現在も該当する障害者の方から申請を受けたのち給付しているの、行政としては金額的には同じであり、システムだけの問題であると考え。市長が実施すると言えませんが、現に県内

でも実施している自治体は複数ある。重度の障害を持つ方にとっては何度も役所に足を運ぶことは難しく、低所得の方に限られることから立て替え払いも負担となり、医療を受けにくいものになっている。以前私がこの件に関して質問した時は現物給付は行わないとのことであったが、今回の議決を受けどう考えるか。

答 子供の医療費については前にも答えたとおり、平成27年度より中学生までの通院を含めた保護者の負担を大幅に軽減することとし、全額助成を視野に入れ、大川地区医師会等と調整する。重度障害者医療費を現物化すると国庫補助金が約1,800万円減額となり財源への負担が予想される。さぬき市と協議していく。

漁業振興策の目指すべき方向性は

新規就業者を確保し、持続可能な漁業を目指す

農林水産課



大田 稔子

問 私たちは、瀬戸内海という豊かな海のおかげで、四季折々に美味しい魚介類に恵まれている。しかし、魚の取りすぎや海の環境の変化が進んでいる中、近い将来、漁業や食文化も壊れていくことが心配されている。

漁業経費の高騰や魚価の低迷等経営環境の厳しさが急激に増し、自然の海に頼ってきた沿岸漁業は、衰退の危機に瀕していると思われる。本市の漁業者の推移状況は。

答 本年9月、県下の漁業就業者数が過去最低となり、20年間で半減したという新聞報道があった。高齢化が進んでいるが優秀な若者が就労しており期待している。

問 漁業の担い手の育成と確保

について。

答 県において漁業の初心者らの就業支援策として、四国で初めてとなる「漁業塾」の開催に向けた実施案を年度内に固めると聞き及んでいる。

問 漁業の環境の改善は。

答 放流事業に対する補助、海底堆積ゴミ回収事業等を実施している。

問 漁場造成のため、稚魚が間に住み着く藻場事業の取り組みは。

答 県と共に取り組む努力をしていきたい。

問 今後の漁業の目指すべき方向性は。

答 高松以東7漁協で構成する再生委員会の東讃地区部会が漁業の活力再生プランを策定し、漁業コスト削減等、支援を国に求めたところである。魅力ある漁業にすることで新規従業者を確保し、持続可能な漁業を目指すべきであると考えている。

米価暴落への対策と農業再生について

国策協議の動向を注視し、

国に要望活動を実施している

農林水産課



東本 政行

問 今年決定された「A香川県」の「コシヒカリ」の仮渡金は、前年を一等米で2,400円も下回っている。この米価水準は、農水省の生産費調査額を物財費も割り込み、稲作労賃ゼロ、肥料や機械などの資材費の回収も出来ず、再生産不可能な状況にある。500mlのペットボトルに詰める高い米で60円であり、水よりも安い。「米を作っても生活できない」「もう来年は米を作れない」との悲鳴が上がっている。同時に、「過剰米処理など緊急対策を」「再生産可能な米価の保障を」「これは農家の切実な声である。国に必要な対策を要求すべきである。市独自にも実情把握、相談窓口の設置、全国の自治体も調査し可能な対

策をとる必要があるのではない。また、農業の再生のために①TPP交渉から撤退し、食料主権、経済主権尊重のルール確立、②価格保障、所得補償などで農家経営の安定をはかり担い手の育成、③農協・農業委員会制度の基本を維持する。④農業を国の基幹産業に位置づけ、本気で食料自給率の早期50%引き上げをめざす。⑤農業者と消費者の共同を広げる。こうしてこそ地域農業の再生が可能になると考えるがどうか。

答 「米価の暴落対策」として、稲作農家の経営に支障を来たす懸念を考慮して、農水省から通達が出ている。①経常経費の融資、②既存資金の償還猶予に係る関係機関への要請、③米の直接支払交付金の年内支払い、④米価が下落した際に収入を補填する保険的制度である。稲作農家が安定した生産活動を維持していくため、国に対して要望活動を実施している。

公共下水道（大内・湊処理区）、供用開始に向け準備は出来ているのか

万全の対策を持って準備する

上下水道課



井上 弘志

問 下水道事業は、整備が完了し料金収入が安定的に入るまで時間がかかる。多くの自治体では、財源不足を一般会計からの基準外繰入れを行って会計を維持したり、一般会計の財源不足により赤字を計上する例も多々ある。安定化した下水道会計を維持するために、万全の準備が必要ではないのか。

答 万全の準備をする。

問 平成30年には、供用開始とされているが、計画区域内の住民、地権者に対して受益者負担金、使用料について周知、理解されているのか。

答 管路工事が伴う自治会単位で住民説明会を開催し、理解を深める取組みをしている。

問 区域内では、家庭、企業、

商業施設などがあるが、すべて対象となるのか。

答 公共下水道の排水区域内の土地の所有者、使用者及び占有者は、その土地の下水を公共下水道に流入させるために必要な排水設備をしなければならぬ。

問 供用開始までの総投資金額はいくらか。また、接続予定件数、一軒当たりの投資額は。

答 平成29年度までの総事業費は45億9,010万円と見込んでいます。また、1,057件の供用マス設置を予定、一戸あたりの試算は約430万円である。

問 接続時には、多額の宅内改修費用が必要となるが、それに対する支援策は考えているのか。

答 接続工事への経済的、技術的な支援策を平成28年に示す。

問 受益者負担金について、削減時効の問題がある。この点、どう対応するのか。

答 消滅時効が発生しないよう研究する。

議員の賛否表

会議名	平成 26 年																											
	第4回臨時会		第 5 回 定 例 会																				12月19日採決					
	11月12日採決		12月3日採決																									
可決・否決の別	可決	可決	認定	認定	認定	認定	認定	認定	認定	認定	認定	承認	可決	可決	可決	可決	可決	可決	可決	可決	可決	可決	可決	可決	可決	可決		
議案名	議案第1号	議案第2号	認定第1号	認定第2号	認定第3号	認定第4号	認定第5号	認定第6号	認定第7号	認定第8号	認定第9号	承認第1号	議案第1号	議案第2号	議案第3号	議案第4号	議案第5号	議案第6号	議案第7号	議案第8号	議案第9号	議案第10号	議案第11号	議案第12号	議案第13号	議案第14号	議案第15号	
議員名	平成26年度東かがわ市一般会計補正予算(第4号)について	財産の取得について(消防ポンプ自動車購入)	平成25年度東かがわ市一般会計歳入歳出決算の認定について	平成25年度東かがわ市介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について	平成25年度東かがわ市介護サービス事業特別会計歳入歳出決算の認定について	平成25年度東かがわ市後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定について	平成25年度東かがわ市下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について	平成25年度東かがわ市農集排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について	平成25年度東かがわ市商品券事業特別会計歳入歳出決算の認定について	平成25年度東かがわ市水道事業会計決算の認定について	専決処分の承認を求めるとして平成26年度東かがわ市一般会計補正予算(専決第1号)	東かがわ市子どものための教育・保育に関する利用者負担額等を定める条例の制定について	東かがわ市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について	東かがわ市長及び副市長の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について	東かがわ市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について	東かがわ市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について	東かがわ市立学校設置条例の一部を改正する条例について	東かがわ市保育所設置条例の一部を改正する条例について	東かがわ市国民健康保険条例の一部を改正する条例について	東かがわ市国民健康保険条例の一部を改正する条例について	東かがわ市税条例の一部を改正する条例について	東かがわ市公民館条例の一部を改正する条例について	東かがわ市コミュニティセンター設置条例の一部を改正する条例について	平成26年度東かがわ市国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)について	平成26年度東かがわ市水道事業会計補正予算(第1号)について	香川県市町総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少に伴う財産処分について	香川県市町総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少に伴う財産処分について	香川県市町総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少に伴う財産処分について
滝川 俊一	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
楠田 敬	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
中川 利雄	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
大田 稔子	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
渡邊 堅次	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
鏡原慎一郎	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
鈴江代志子	○	○	●	●	●	○	●	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
東本 政行	○	○	●	●	●	○	●	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
大森 忠明	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
田中 貞男	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
矢野 昭男	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
木村 ゆみ	—	—	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
石橋 英雄	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
大藪 雅史	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
井上 弘志	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
池田 正美	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	

※○は賛成 ●は反対 —は欠席した者です。
 ※議長(橋本 守)は可否同数の場合のみ表決権があります。

議 会 日 誌

27日

議会運営委員会

10月

6日

全員協議会

11月

12日

臨時会

17日

議会報告会

18日

議会報告会

19日

議会報告会
予算審査常任委員会

26日

議会改革推進会議
議会運営委員会

27日

議会運営委員会

12月

3日

本会議

4日

予算審査常任委員会

17日

一般質問
全員協議会

18日

一般質問

19日

本会議
議会改革推進会議

25日

議会広報広聴特別委員会

1月

9日

議会広報広聴特別委員会

15日

議会広報広聴特別委員会
議会改革推進会議

19日

議会広報広聴特別委員会



新年を迎え気持ちも新たにがんばります

◀ 議会だより編集作業（広報広聴特別委員会）

編集後記

新春のお慶びを申し上げます。
羊は群れをなして行動するため、家族の安泰や平和をもたらす縁起物とされています。

今年はその未年で統一地方選挙の年でもあります。

議員は四年に一度、審判を仰ぐ立場にあるので、常に自己の行動を市民の前にあきらかにすると共に、議会の活動を積極的に広報する必要があり、議会広報の役割は政治を公開し、議会を市民に近づけることにあります。今後とも「議会だより」を市民の皆さんへ、情報を伝える手段として、伝わる広報紙づくりに努力を重ねたいと思います。

本紙をご覧いただき、お気づきの点がありましたら、本委員会までご意見、ご提案をお寄せいただければ幸いです。

なお、27年度よりは、議会広報だけではなく、インターネットによる、議会の録画面中継も計画しています。

(T・K)

市民のみなさん

議会傍聴を

してみませんか